

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、日本海へにずわいがに漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
		毎年9月1日から翌年6 月30日まで	200トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあっては この範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認 可を受けている船舶の数 12

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項に定める修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。